【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月2日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川　直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月1日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部＿は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。
なお、「第二部　ファンド情報　第１　ファンド状況　５　運用状況」、「第二部　ファンド情報　第３　ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜更新後＞

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。
信託金の限度額は、4,000億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信	国　　内	株　　式
追加型投信	海　　外	債　　券
	内　　外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海　外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債　券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券　一般）） 資産複合	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（フルヘッジ） なし

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般*）に投資する。 ＊一般とは、公債＊1、社債＊2、その他債券＊3属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。

＊１　公債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

＊２　社債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

＊３　その他債券・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※　商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 エマージング・カントリー（新興国）のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

◆新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

新興国の現地（自国）通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー（新興国）】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50％を超えている企業の発行する債券とします。

■ 現在の投資先（2025年2月28日現在）

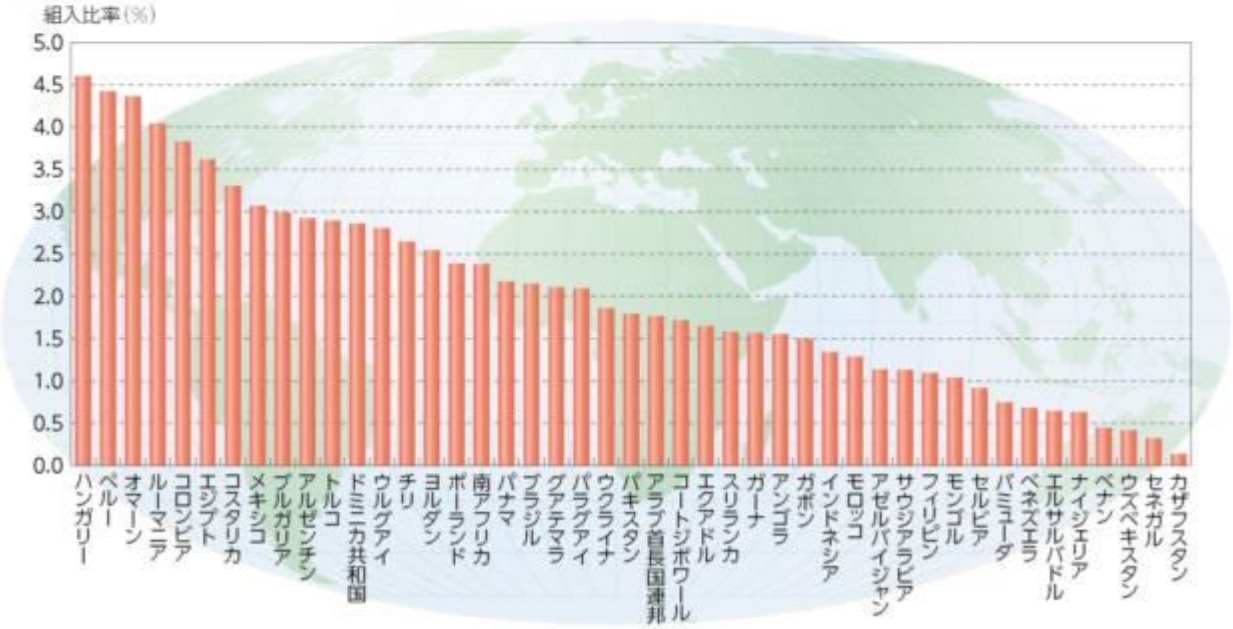

※最新の運用状況は委託会社のホームページにてご確認いただけます。
※原則として、比率は当ファンドの純資産に対する割合です。
※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2 新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

◆新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。
一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

【格付け】
債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。
格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。
【デフォルト】
投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

格付けと信用力のイメージ

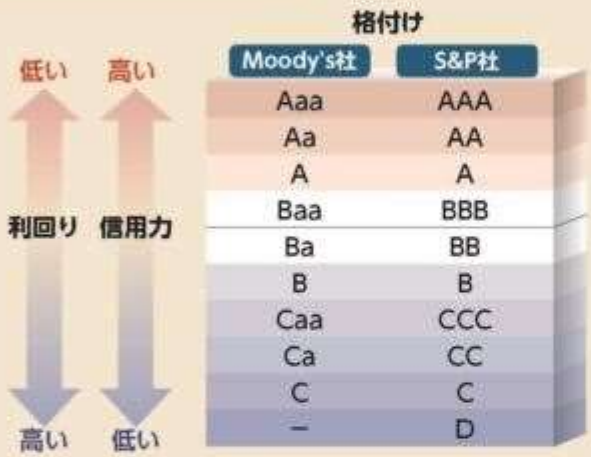

米ドル建新興国債券の利回りイメージ図

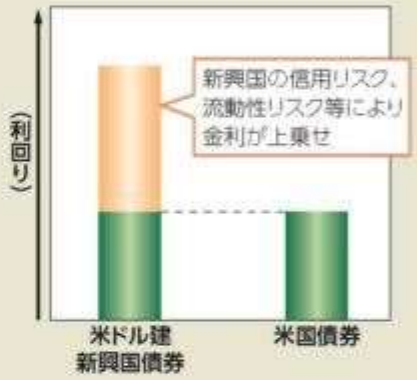

◆J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円ヘッジあり・円ベース)をベンチマークとします。
ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

特色3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

◆為替ヘッジは、委託会社が行います。
◆投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。(この場合においても、当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。)

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

特色4 債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

◆ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

特色5 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

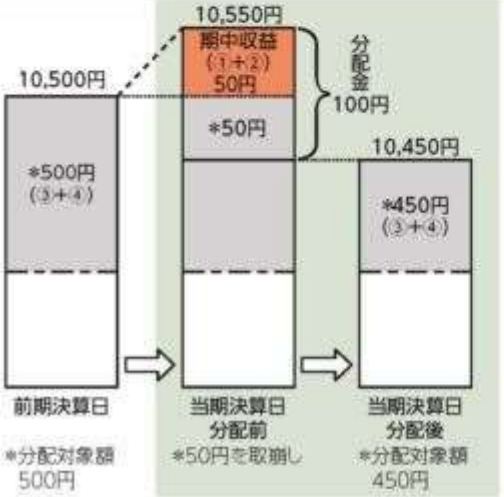

前期決算日から基準価額が下落した場合

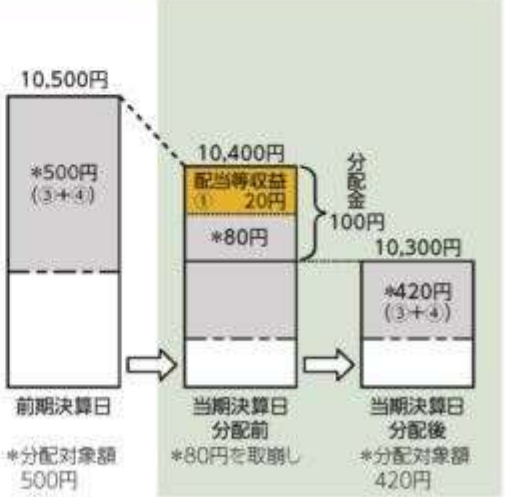

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

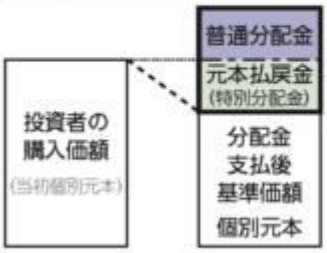

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

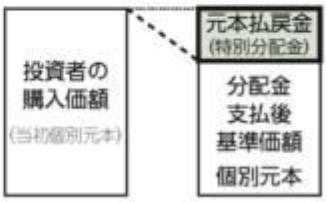

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

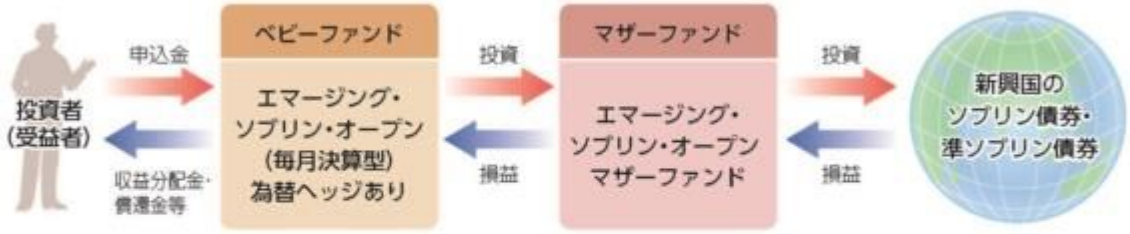

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
新興国単一国への投資	新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ユーロ建資産への投資	ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
新興国の同一企業（政府関連機関を含む）が発行する債券への投資	新興国の同一企業（政府関連機関を含む）が発行する債券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

使用している指数について
● J.P. Morgan EMBI Global Diversified
情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。
Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

（3）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2024年8月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

＜訂正後＞

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2025年2月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

3【投資リスク】

＜更新後＞

(1)　投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①　金利変動リスク
投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。
ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。
また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

②　信用リスク（デフォルト・リスク）
債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。
一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、この

ような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

③ カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

ａ．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。

ｂ．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。

ｃ．海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。

ｄ．先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資していますので（ただし、これらに限定されるものではありません。）、為替変動リスクが生じます。これら外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストが発生する場合があります。円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑦ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑧ ベンチマークについての留意点

「J.P. Morgan EMBI Global Diversified（円ヘッジあり・円ベース）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

⑨ 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、マザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびマザーファンドの名称を変更することができます。

⑩　その他の主な留意点

ａ．受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。

ｂ．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

ｃ．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

ｄ．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える換金は行えないものとします。
なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。

ｅ．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

ｆ．当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2)　投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕
リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンス、オペレーション・リスクおよびプロダクト管理部門等によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。
また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックし

ます。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。
また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2020年3月末～2025年2月末)

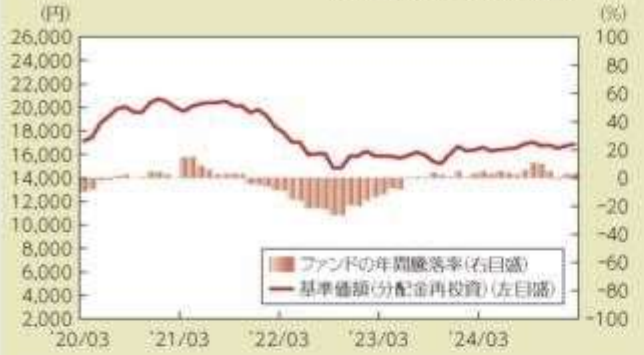

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2020年3月末～2025年2月末)

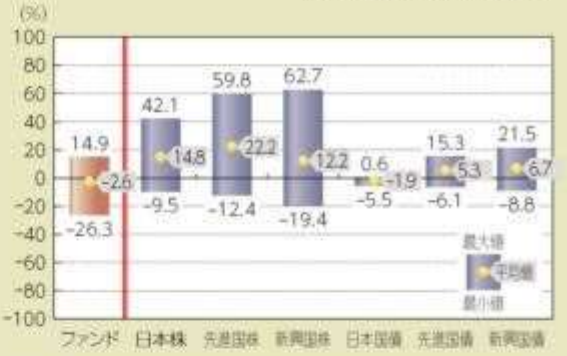

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

＜更新後＞

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

※上記は2025年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年8月6日～2025年2月5日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.63%	1.61%	0.02%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（1）【投資状況】

2025年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	7,632,996,897	97.79
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	172,207,975	2.21
純資産総額		7,805,204,872	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2025年 2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド	1,362,426,934	5.6878	7,749,343,183	5.6025	7,632,996,897	97.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 2月28日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.79
合計	97.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第71計算期間末日　（2015年 3月 5日）	72,515,375,154	73,032,745,789	9,811	9,881
第72計算期間末日　（2015年 4月 6日）	69,147,457,612	69,642,020,194	9,787	9,857
第73計算期間末日　（2015年 5月 7日）	64,956,260,682	65,424,300,066	9,715	9,785
第74計算期間末日　（2015年 6月 5日）	61,600,872,783	62,053,416,477	9,528	9,598
第75計算期間末日　（2015年 7月 6日）	58,828,209,874	59,266,552,001	9,394	9,464
第76計算期間末日　（2015年 8月 5日）	56,670,975,674	57,097,505,555	9,301	9,371
第77計算期間末日　（2015年 9月 7日）	53,610,710,937	54,021,560,392	9,134	9,204
第78計算期間末日　（2015年10月 5日）	51,255,090,896	51,653,195,772	9,012	9,082
第79計算期間末日　（2015年11月 5日）	50,965,766,066	51,355,302,709	9,159	9,229
第80計算期間末日　（2015年12月 7日）	48,209,651,541	48,585,339,577	8,983	9,053
第81計算期間末日　（2016年 1月 5日）	46,149,438,288	46,515,501,665	8,825	8,895
第82計算期間末日　（2016年 2月 5日）	44,779,956,361	44,984,991,165	8,736	8,776
第83計算期間末日　（2016年 3月 7日）	44,478,313,117	44,677,389,188	8,937	8,977
第84計算期間末日　（2016年 4月 5日）	43,747,678,209	43,941,117,730	9,046	9,086
第85計算期間末日　（2016年 5月 6日）	42,589,524,168	42,776,755,167	9,099	9,139
第86計算期間末日　（2016年 6月 6日）	41,310,749,166	41,491,950,165	9,119	9,159
第87計算期間末日　（2016年 7月 5日）	40,662,314,414	40,837,297,633	9,295	9,335
第88計算期間末日　（2016年 8月 5日）	39,492,494,729	39,660,530,479	9,401	9,441
第89計算期間末日　（2016年 9月 5日）	38,881,407,809	39,045,098,516	9,501	9,541
第90計算期間末日　（2016年10月 5日）	38,065,486,703	38,225,110,146	9,539	9,579
第91計算期間末日　（2016年11月 7日）	36,507,050,463	36,663,043,785	9,361	9,401
第92計算期間末日　（2016年12月 5日）	34,087,183,850	34,239,460,032	8,954	8,994
第93計算期間末日　（2017年 1月 5日）	33,488,383,728	33,635,478,267	9,107	9,147
第94計算期間末日　（2017年 2月 6日）	32,970,850,118	33,114,934,525	9,153	9,193
第95計算期間末日　（2017年 3月 6日）	32,358,674,348	32,499,505,821	9,191	9,231
第96計算期間末日　（2017年 4月 5日）	31,799,829,960	31,937,992,850	9,206	9,246
第97計算期間末日　（2017年 5月 8日）	31,634,735,534	31,771,098,912	9,280	9,320
第98計算期間末日　（2017年 6月 5日）	31,239,468,184	31,373,354,396	9,333	9,373
第99計算期間末日　（2017年 7月 5日）	30,425,470,924	30,557,334,044	9,229	9,269
第100計算期間末日　（2017年 8月 7日）	30,361,385,222	30,491,830,050	9,310	9,350

第101計算期間末日	(2017年 9月 5日)	30,291,147,051	30,420,308,688	9,381	9,421
第102計算期間末日	(2017年10月 5日)	29,856,072,252	29,983,881,604	9,344	9,384
第103計算期間末日	(2017年11月 6日)	29,405,863,898	29,532,422,843	9,294	9,334
第104計算期間末日	(2017年12月 5日)	28,860,362,410	28,985,354,013	9,236	9,276
第105計算期間末日	(2018年 1月 5日)	28,659,966,096	28,783,725,111	9,263	9,303
第106計算期間末日	(2018年 2月 5日)	28,084,925,778	28,207,782,593	9,144	9,184
第107計算期間末日	(2018年 3月 5日)	27,235,627,222	27,357,503,263	8,939	8,979
第108計算期間末日	(2018年 4月 5日)	26,824,283,614	26,944,878,206	8,897	8,937
第109計算期間末日	(2018年 5月 7日)	25,720,729,235	25,840,349,249	8,601	8,641
第110計算期間末日	(2018年 6月 5日)	25,287,400,346	25,405,391,801	8,573	8,613
第111計算期間末日	(2018年 7月 5日)	24,468,092,140	24,583,945,538	8,448	8,488
第112計算期間末日	(2018年 8月 6日)	24,435,425,604	24,550,018,509	8,529	8,569
第113計算期間末日	(2018年 9月 5日)	23,421,083,887	23,533,966,854	8,299	8,339
第114計算期間末日	(2018年10月 5日)	23,307,654,111	23,419,227,465	8,356	8,396
第115計算期間末日	(2018年11月 5日)	22,540,823,735	22,650,783,043	8,200	8,240
第116計算期間末日	(2018年12月 5日)	21,977,561,831	22,086,146,778	8,096	8,136
第117計算期間末日	(2019年 1月 7日)	21,774,989,461	21,882,335,210	8,114	8,154
第118計算期間末日	(2019年 2月 5日)	22,101,121,471	22,207,435,774	8,315	8,355
第119計算期間末日	(2019年 3月 5日)	21,922,244,991	22,027,922,921	8,298	8,338
第120計算期間末日	(2019年 4月 5日)	21,849,857,209	21,954,254,810	8,372	8,412
第121計算期間末日	(2019年 5月 7日)	21,378,196,589	21,480,845,628	8,331	8,371
第122計算期間末日	(2019年 6月 5日)	21,111,676,456	21,213,782,167	8,271	8,311
第123計算期間末日	(2019年 7月 5日)	21,623,904,309	21,725,581,665	8,507	8,547
第124計算期間末日	(2019年 8月 5日)	21,371,104,189	21,472,267,046	8,450	8,490
第125計算期間末日	(2019年 9月 5日)	21,380,077,126	21,480,807,278	8,490	8,530
第126計算期間末日	(2019年10月 7日)	21,050,670,848	21,151,369,831	8,362	8,402
第127計算期間末日	(2019年11月 5日)	21,081,242,253	21,182,327,688	8,342	8,382
第128計算期間末日	(2019年12月 5日)	20,804,589,038	20,905,633,424	8,236	8,276
第129計算期間末日	(2020年 1月 6日)	20,992,091,522	21,092,414,212	8,370	8,410
第130計算期間末日	(2020年 2月 5日)	20,863,164,554	20,925,148,443	8,415	8,440
第131計算期間末日	(2020年 3月 5日)	20,565,721,884	20,626,384,696	8,475	8,500
第132計算期間末日	(2020年 4月 6日)	17,179,449,665	17,239,391,052	7,165	7,190
第133計算期間末日	(2020年 5月 7日)	17,615,461,379	17,675,073,926	7,387	7,412
第134計算期間末日	(2020年 6月 5日)	18,648,881,662	18,708,089,430	7,874	7,899
第135計算期間末日	(2020年 7月 6日)	18,902,138,496	18,961,038,953	8,023	8,048
第136計算期間末日	(2020年 8月 5日)	19,232,389,516	19,290,706,640	8,245	8,270
第137計算期間末日	(2020年 9月 7日)	19,170,929,174	19,228,629,901	8,306	8,331
第138計算期間末日	(2020年10月 5日)	18,409,803,264	18,467,182,528	8,021	8,046
第139計算期間末日	(2020年11月 5日)	18,480,434,454	18,537,358,485	8,116	8,141
第140計算期間末日	(2020年12月 7日)	18,725,525,007	18,781,542,387	8,357	8,382
第141計算期間末日	(2021年 1月 5日)	18,609,925,497	18,665,152,517	8,424	8,449
第142計算期間末日	(2021年 2月 5日)	18,049,436,273	18,103,838,091	8,295	8,320

第143計算期間末日	(2021年 3月 5日)	17,089,864,912	17,143,234,967	8,005	8,030
第144計算期間末日	(2021年 4月 5日)	16,796,542,790	16,849,508,284	7,928	7,953
第145計算期間末日	(2021年 5月 6日)	16,902,239,805	16,954,703,195	8,054	8,079
第146計算期間末日	(2021年 6月 7日)	16,921,362,828	16,973,451,739	8,121	8,146
第147計算期間末日	(2021年 7月 5日)	16,670,021,143	16,721,436,540	8,106	8,131
第148計算期間末日	(2021年 8月 5日)	16,480,253,020	16,530,999,265	8,119	8,144
第149計算期間末日	(2021年 9月 6日)	16,394,183,989	16,444,456,861	8,153	8,178
第150計算期間末日	(2021年10月 5日)	15,703,517,004	15,753,169,784	7,907	7,932
第151計算期間末日	(2021年11月 5日)	15,443,762,188	15,492,719,645	7,886	7,911
第152計算期間末日	(2021年12月 6日)	15,019,778,793	15,068,125,757	7,767	7,792
第153計算期間末日	(2022年 1月 5日)	14,731,856,416	14,779,637,154	7,708	7,733
第154計算期間末日	(2022年 2月 7日)	14,110,060,141	14,157,213,593	7,481	7,506
第155計算期間末日	(2022年 3月 7日)	12,701,549,954	12,748,243,454	6,800	6,825
第156計算期間末日	(2022年 4月 5日)	12,898,343,109	12,944,820,010	6,938	6,963
第157計算期間末日	(2022年 5月 6日)	12,174,653,170	12,221,681,993	6,472	6,497
第158計算期間末日	(2022年 6月 6日)	12,120,209,642	12,166,886,061	6,492	6,517
第159計算期間末日	(2022年 7月 5日)	11,349,566,467	11,396,036,611	6,106	6,131
第160計算期間末日	(2022年 8月 5日)	11,433,690,814	11,479,798,541	6,199	6,224
第161計算期間末日	(2022年 9月 5日)	11,014,348,872	11,060,282,851	5,995	6,020
第162計算期間末日	(2022年10月 5日)	10,431,511,342	10,477,309,435	5,694	5,719
第163計算期間末日	(2022年11月 7日)	9,969,815,111	10,014,525,751	5,575	5,600
第164計算期間末日	(2022年12月 5日)	10,683,973,983	10,728,453,029	6,005	6,030
第165計算期間末日	(2023年 1月 5日)	10,579,006,755	10,623,690,891	5,919	5,944
第166計算期間末日	(2023年 2月 6日)	10,882,385,557	10,909,125,462	6,105	6,120
第167計算期間末日	(2023年 3月 6日)	10,315,961,565	10,342,504,759	5,830	5,845
第168計算期間末日	(2023年 4月 5日)	10,389,828,057	10,416,195,800	5,911	5,926
第169計算期間末日	(2023年 5月 8日)	10,214,554,234	10,240,798,647	5,838	5,853
第170計算期間末日	(2023年 6月 5日)	10,002,710,297	10,028,630,244	5,789	5,804
第171計算期間末日	(2023年 7月 5日)	10,041,276,597	10,067,025,893	5,849	5,864
第172計算期間末日	(2023年 8月 7日)	9,928,022,183	9,953,518,697	5,841	5,856
第173計算期間末日	(2023年 9月 5日)	9,746,108,740	9,771,247,405	5,815	5,830
第174計算期間末日	(2023年10月 5日)	9,155,242,996	9,180,214,186	5,499	5,514
第175計算期間末日	(2023年11月 6日)	9,529,259,580	9,554,452,598	5,674	5,689
第176計算期間末日	(2023年12月 5日)	9,630,849,741	9,655,695,138	5,814	5,829
第177計算期間末日	(2024年 1月 5日)	9,596,311,624	9,620,729,813	5,895	5,910
第178計算期間末日	(2024年 2月 5日)	9,479,466,689	9,503,620,317	5,887	5,902
第179計算期間末日	(2024年 3月 5日)	9,371,130,223	9,394,949,040	5,902	5,917
第180計算期間末日	(2024年 4月 5日)	9,262,006,736	9,285,433,518	5,930	5,945
第181計算期間末日	(2024年 5月 7日)	8,814,323,182	8,836,924,379	5,850	5,865
第182計算期間末日	(2024年 6月 5日)	8,740,833,418	8,763,159,680	5,873	5,888
第183計算期間末日	(2024年 7月 5日)	8,454,381,743	8,476,138,452	5,829	5,844
第184計算期間末日	(2024年 8月 5日)	8,374,519,855	8,395,867,665	5,884	5,899

第185計算期間末日　(2024年 9月 5日)	8,376,649,212	8,397,770,321	5,949	5,964
第186計算期間末日　(2024年10月 7日)	8,380,438,830	8,401,442,199	5,985	6,000
第187計算期間末日　(2024年11月 5日)	8,136,669,803	8,157,522,251	5,853	5,868
第188計算期間末日　(2024年12月 5日)	8,099,412,060	8,119,983,369	5,906	5,921
第189計算期間末日　(2025年 1月 6日)	7,844,936,258	7,865,276,164	5,785	5,800
第190計算期間末日　(2025年 2月 5日)	7,812,514,934	7,832,605,662	5,833	5,848
2024年 2月末日	9,389,900,280	—	5,887	—
3月末日	9,345,589,458	—	5,960	—
4月末日	8,810,077,436	—	5,830	—
5月末日	8,724,017,987	—	5,855	—
6月末日	8,514,330,616	—	5,862	—
7月末日	8,382,792,178	—	5,880	—
8月末日	8,429,053,514	—	5,979	—
9月末日	8,445,403,175	—	6,024	—
10月末日	8,212,621,348	—	5,900	—
11月末日	8,124,351,369	—	5,903	—
12月末日	7,863,265,781	—	5,791	—
2025年 1月末日	7,846,391,639	—	5,854	—
2月末日	7,805,204,872	—	5,883	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円

第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	40円
第107計算期間	40円
第108計算期間	40円
第109計算期間	40円
第110計算期間	40円
第111計算期間	40円
第112計算期間	40円
第113計算期間	40円
第114計算期間	40円
第115計算期間	40円
第116計算期間	40円
第117計算期間	40円
第118計算期間	40円
第119計算期間	40円
第120計算期間	40円
第121計算期間	40円
第122計算期間	40円
第123計算期間	40円
第124計算期間	40円
第125計算期間	40円
第126計算期間	40円
第127計算期間	40円
第128計算期間	40円
第129計算期間	40円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円

第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円
第147計算期間	25円
第148計算期間	25円
第149計算期間	25円
第150計算期間	25円
第151計算期間	25円
第152計算期間	25円
第153計算期間	25円
第154計算期間	25円
第155計算期間	25円
第156計算期間	25円
第157計算期間	25円
第158計算期間	25円
第159計算期間	25円
第160計算期間	25円
第161計算期間	25円
第162計算期間	25円
第163計算期間	25円
第164計算期間	25円
第165計算期間	25円
第166計算期間	15円
第167計算期間	15円
第168計算期間	15円
第169計算期間	15円
第170計算期間	15円
第171計算期間	15円
第172計算期間	15円
第173計算期間	15円
第174計算期間	15円
第175計算期間	15円
第176計算期間	15円
第177計算期間	15円

第178計算期間	15円
第179計算期間	15円
第180計算期間	15円
第181計算期間	15円
第182計算期間	15円
第183計算期間	15円
第184計算期間	15円
第185計算期間	15円
第186計算期間	15円
第187計算期間	15円
第188計算期間	15円
第189計算期間	15円
第190計算期間	15円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第71計算期間	0.22
第72計算期間	0.46
第73計算期間	△0.02
第74計算期間	△1.20
第75計算期間	△0.67
第76計算期間	△0.24
第77計算期間	△1.04
第78計算期間	△0.56
第79計算期間	2.40
第80計算期間	△1.15
第81計算期間	△0.97
第82計算期間	△0.55
第83計算期間	2.75
第84計算期間	1.66
第85計算期間	1.02
第86計算期間	0.65
第87計算期間	2.36
第88計算期間	1.57
第89計算期間	1.48
第90計算期間	0.82
第91計算期間	△1.44
第92計算期間	△3.92
第93計算期間	2.15
第94計算期間	0.94
第95計算期間	0.85
第96計算期間	0.59
第97計算期間	1.23

第98計算期間	1.00
第99計算期間	△0.68
第100計算期間	1.31
第101計算期間	1.19
第102計算期間	0.03
第103計算期間	△0.10
第104計算期間	△0.19
第105計算期間	0.72
第106計算期間	△0.85
第107計算期間	△1.80
第108計算期間	△0.02
第109計算期間	△2.87
第110計算期間	0.13
第111計算期間	△0.99
第112計算期間	1.43
第113計算期間	△2.22
第114計算期間	1.16
第115計算期間	△1.38
第116計算期間	△0.78
第117計算期間	0.71
第118計算期間	2.97
第119計算期間	0.27
第120計算期間	1.37
第121計算期間	△0.01
第122計算期間	△0.24
第123計算期間	3.33
第124計算期間	△0.19
第125計算期間	0.94
第126計算期間	△1.03
第127計算期間	0.23
第128計算期間	△0.79
第129計算期間	2.11
第130計算期間	0.83
第131計算期間	1.01
第132計算期間	△15.16
第133計算期間	3.44
第134計算期間	6.93
第135計算期間	2.20
第136計算期間	3.07
第137計算期間	1.04
第138計算期間	△3.13
第139計算期間	1.49
第140計算期間	3.27

第141計算期間	1.10
第142計算期間	△1.23
第143計算期間	△3.19
第144計算期間	△0.64
第145計算期間	1.90
第146計算期間	1.14
第147計算期間	0.12
第148計算期間	0.46
第149計算期間	0.72
第150計算期間	△2.71
第151計算期間	0.05
第152計算期間	△1.19
第153計算期間	△0.43
第154計算期間	△2.62
第155計算期間	△8.76
第156計算期間	2.39
第157計算期間	△6.35
第158計算期間	0.69
第159計算期間	△5.56
第160計算期間	1.93
第161計算期間	△2.88
第162計算期間	△4.60
第163計算期間	△1.65
第164計算期間	8.16
第165計算期間	△1.01
第166計算期間	3.39
第167計算期間	△4.25
第168計算期間	1.64
第169計算期間	△0.98
第170計算期間	△0.58
第171計算期間	1.29
第172計算期間	0.11
第173計算期間	△0.18
第174計算期間	△5.17
第175計算期間	3.45
第176計算期間	2.73
第177計算期間	1.65
第178計算期間	0.11
第179計算期間	0.50
第180計算期間	0.72
第181計算期間	△1.09
第182計算期間	0.64
第183計算期間	△0.49

第184計算期間	1.20
第185計算期間	1.35
第186計算期間	0.85
第187計算期間	△1.95
第188計算期間	1.16
第189計算期間	△1.79
第190計算期間	1.08

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第71計算期間	271,908,995	3,429,003,263	73,910,090,833
第72計算期間	262,797,734	3,521,091,114	70,651,797,453
第73計算期間	318,462,122	4,107,490,314	66,862,769,261
第74計算期間	385,726,252	2,599,396,327	64,649,099,186
第75計算期間	360,809,421	2,389,604,729	62,620,303,878
第76計算期間	184,480,610	1,871,944,211	60,932,840,277
第77計算期間	257,106,233	2,497,167,188	58,692,779,322
第78計算期間	169,788,586	1,990,442,716	56,872,125,192
第79計算期間	340,638,374	1,564,671,581	55,648,091,985
第80計算期間	178,110,214	2,156,482,656	53,669,719,543
第81計算期間	173,083,517	1,548,034,916	52,294,768,144
第82計算期間	148,941,548	1,185,008,688	51,258,701,004
第83計算期間	85,126,888	1,574,810,011	49,769,017,881
第84計算期間	117,418,129	1,526,555,736	48,359,880,274
第85計算期間	155,522,428	1,707,652,933	46,807,749,769
第86計算期間	156,964,264	1,664,464,100	45,300,249,933
第87計算期間	162,611,944	1,717,056,908	43,745,804,969
第88計算期間	455,638,119	2,192,505,344	42,008,937,744
第89計算期間	384,830,518	1,471,091,508	40,922,676,754
第90計算期間	656,594,383	1,673,410,170	39,905,860,967
第91計算期間	465,154,763	1,372,685,047	38,998,330,683
第92計算期間	251,039,097	1,180,324,140	38,069,045,640
第93計算期間	275,882,894	1,571,293,561	36,773,634,973
第94計算期間	209,966,123	962,499,172	36,021,101,924
第95計算期間	178,899,149	992,132,678	35,207,868,395
第96計算期間	214,167,900	881,313,744	34,540,722,551
第97計算期間	273,346,387	723,224,421	34,090,844,517
第98計算期間	218,371,717	837,663,227	33,471,553,007
第99計算期間	298,497,260	804,270,047	32,965,780,220
第100計算期間	344,063,591	698,636,573	32,611,207,238
第101計算期間	188,639,329	509,437,235	32,290,409,332
第102計算期間	338,642,146	676,713,241	31,952,338,237

第103計算期間	273,577,362	586,179,292	31,639,736,307
第104計算期間	223,307,107	615,142,552	31,247,900,862
第105計算期間	212,251,334	520,398,346	30,939,753,850
第106計算期間	219,150,410	444,700,393	30,714,203,867
第107計算期間	165,014,522	410,208,009	30,469,010,380
第108計算期間	106,358,954	426,721,324	30,148,648,010
第109計算期間	86,719,389	330,363,657	29,905,003,742
第110計算期間	125,382,415	532,522,218	29,497,863,939
第111計算期間	86,324,580	620,838,984	28,963,349,535
第112計算期間	96,520,446	411,643,551	28,648,226,430
第113計算期間	72,446,039	499,930,635	28,220,741,834
第114計算期間	160,603,456	488,006,658	27,893,338,632
第115計算期間	70,931,219	474,442,719	27,489,827,132
第116計算期間	65,395,690	408,986,027	27,146,236,795
第117計算期間	71,511,007	381,310,418	26,836,437,384
第118計算期間	85,571,610	343,433,170	26,578,575,824
第119計算期間	213,716,742	372,809,918	26,419,482,648
第120計算期間	118,974,382	439,056,625	26,099,400,405
第121計算期間	68,501,942	505,642,543	25,662,259,804
第122計算期間	99,959,362	235,791,171	25,526,427,995
第123計算期間	259,766,325	366,855,116	25,419,339,204
第124計算期間	249,257,712	377,882,575	25,290,714,341
第125計算期間	145,051,127	253,227,238	25,182,538,230
第126計算期間	258,136,739	265,929,161	25,174,745,808
第127計算期間	372,281,199	275,668,127	25,271,358,880
第128計算期間	321,786,172	332,048,530	25,261,096,522
第129計算期間	154,006,830	334,430,757	25,080,672,595
第130計算期間	135,553,274	422,669,877	24,793,555,992
第131計算期間	80,517,711	608,948,654	24,265,125,049
第132計算期間	51,428,910	339,999,063	23,976,554,896
第133計算期間	42,129,234	173,665,013	23,845,019,117
第134計算期間	50,039,344	211,951,224	23,683,107,237
第135計算期間	80,937,273	203,861,444	23,560,183,066
第136計算期間	83,307,086	316,640,460	23,326,849,692
第137計算期間	77,172,025	323,730,873	23,080,290,844
第138計算期間	74,756,349	203,341,521	22,951,705,672
第139計算期間	50,804,685	232,897,804	22,769,612,553
第140計算期間	43,658,675	406,318,882	22,406,952,346
第141計算期間	36,196,936	352,341,262	22,090,808,020
第142計算期間	101,725,879	431,806,689	21,760,727,210
第143計算期間	27,440,060	440,144,945	21,348,022,325
第144計算期間	84,813,381	246,638,092	21,186,197,614
第145計算期間	34,735,391	235,576,710	20,985,356,295

第146計算期間	33,590,155	183,381,998	20,835,564,452
第147計算期間	24,216,169	293,621,667	20,566,158,954
第148計算期間	23,275,790	290,936,693	20,298,498,051
第149計算期間	21,507,367	210,856,403	20,109,149,015
第150計算期間	20,088,334	268,125,053	19,861,112,296
第151計算期間	26,760,584	304,890,063	19,582,982,817
第152計算期間	25,522,792	269,719,753	19,338,785,856
第153計算期間	42,318,649	268,809,042	19,112,295,463
第154計算期間	40,094,152	291,008,590	18,861,381,025
第155計算期間	38,033,128	222,013,888	18,677,400,265
第156計算期間	224,228,237	310,868,094	18,590,760,408
第157計算期間	372,752,212	151,983,155	18,811,529,465
第158計算期間	52,932,479	193,894,101	18,670,567,843
第159計算期間	36,655,943	119,166,186	18,588,057,600
第160計算期間	36,046,394	181,012,991	18,443,091,003
第161計算期間	76,006,210	145,505,339	18,373,591,874
第162計算期間	146,413,611	200,767,972	18,319,237,513
第163計算期間	87,041,000	522,022,257	17,884,256,256
第164計算期間	101,485,797	194,123,474	17,791,618,579
第165計算期間	226,557,540	144,521,607	17,873,654,512
第166計算期間	67,251,501	114,302,624	17,826,603,389
第167計算期間	35,079,611	166,220,157	17,695,462,843
第168計算期間	37,181,656	154,148,750	17,578,495,749
第169計算期間	22,026,696	104,246,890	17,496,275,555
第170計算期間	38,434,924	254,745,374	17,279,965,105
第171計算期間	58,831,065	172,598,464	17,166,197,706
第172計算期間	29,438,529	197,959,618	16,997,676,617
第173計算期間	23,865,163	262,431,527	16,759,110,253
第174計算期間	20,276,066	131,926,120	16,647,460,199
第175計算期間	393,305,535	245,419,942	16,795,345,792
第176計算期間	39,874,143	271,621,808	16,563,598,127
第177計算期間	45,553,528	330,358,882	16,278,792,773
第178計算期間	22,464,106	198,838,198	16,102,418,681
第179計算期間	17,346,042	240,553,155	15,879,211,568
第180計算期間	38,017,944	299,374,381	15,617,855,131
第181計算期間	16,364,919	566,755,083	15,067,464,967
第182計算期間	16,799,106	200,089,185	14,884,174,888
第183計算期間	34,979,666	414,681,875	14,504,472,679
第184計算期間	106,980,495	379,579,269	14,231,873,905
第185計算期間	28,927,701	180,062,147	14,080,739,459
第186計算期間	19,866,321	98,359,727	14,002,246,053
第187計算期間	71,575,894	172,189,779	13,901,632,168
第188計算期間	18,738,736	206,164,585	13,714,206,319

第189計算期間	28,077,106	182,345,486	13,559,937,939
第190計算期間	29,467,186	195,586,240	13,393,818,885

（参考）

エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド

投資状況

2025年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	ペルー	2,422,653,423	4.49
	ハンガリー	2,420,029,424	4.48
	ルーマニア	2,210,617,954	4.09
	エジプト	1,943,995,272	3.60
	オマーン	1,933,967,541	3.58
	コロンビア	1,822,283,771	3.37
	コスタリカ	1,778,828,335	3.29
	ドミニカ共和国	1,573,099,612	2.91
	トルコ	1,570,301,263	2.91
	ウルグアイ	1,512,806,021	2.80
	アルゼンチン	1,397,651,771	2.59
	ヨルダン	1,395,013,750	2.58
	ブルガリア	1,330,853,516	2.46
	ブラジル	1,176,707,113	2.18
	南アフリカ	1,145,778,399	2.12
	グアテマラ	1,145,444,686	2.12
	パラグアイ	1,142,013,202	2.11
	ポーランド	1,130,165,211	2.09
	チリ	1,091,492,144	2.02
	パナマ	1,045,608,793	1.94
	ウクライナ	1,025,729,659	1.90
	メキシコ	978,878,511	1.81
	パキスタン	959,751,906	1.78
	アラブ首長国連邦	950,912,937	1.76
	コートジボワール	933,241,668	1.73
	エクアドル	904,493,196	1.68
	スリランカ	861,393,383	1.60
	ガーナ	857,399,474	1.59
	アンゴラ共和国	838,539,781	1.55
	ガボン共和国	819,597,364	1.52
	フィリピン	597,108,138	1.11
	モンゴル国	569,289,419	1.05
	アゼルバイジャン	487,444,044	0.90

	バミューダ	410,694,330	0.76
	インドネシア	355,466,018	0.66
	セルビア	349,581,955	0.65
	エルサルバドル	346,277,694	0.64
	ナイジェリア	337,204,496	0.62
	サウジアラビア	286,879,473	0.53
	ベナン共和国	242,893,301	0.45
	ウズベキスタン	230,998,729	0.43
	セネガル共和国	169,921,953	0.31
	ベネズエラ	114,700,902	0.21
	小計	44,817,709,532	83.00
特殊債券	サウジアラビア	330,833,542	0.61
	チリ	301,930,614	0.56
	ブルガリア	284,812,107	0.53
	ポーランド	156,383,088	0.29
	セルビア	149,865,095	0.28
	南アフリカ	136,372,183	0.25
	パナマ	129,213,859	0.24
	ハンガリー	80,885,028	0.15
	小計	1,570,295,516	2.91
社債券	モロッコ	694,664,143	1.29
	メキシコ	693,464,002	1.28
	ケイマン諸島	450,337,309	0.83
	インドネシア	372,548,872	0.69
	コロンビア	266,408,353	0.49
	ベネズエラ	264,077,000	0.49
	アルゼンチン	199,757,270	0.37
	アゼルバイジャン	127,421,129	0.24
	カザフスタン	74,190,075	0.14
	チリ	52,964,036	0.10
	小計	3,195,832,189	5.92
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	—	4,412,166,965	8.17
純資産総額		53,996,004,202	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（%）
債券先物取引	売建	ドイツ	2,099,047,112	△3.89

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2025年 2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アルゼンチン	国債証券	FRN ARGENTINA 350709	11,081,298	10,117.69	1,121,171,600	9,512.82	1,054,144,213	4.125000	2035/7/9	1.95
コスタリカ	国債証券	6.55 COSTA RICA 340403	5,956,000	15,348.00	914,127,410	15,483.73	922,211,296	6.550000	2034/4/3	1.71
ブラジル	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	8,549,000	10,531.56	900,343,263	10,654.37	910,842,923	4.750000	2050/1/14	1.69
ポーランド	国債証券	5.5 POLAND 540318	6,226,000	13,892.76	864,963,510	14,339.50	892,777,648	5.500000	2054/3/18	1.65
ハンガリー	国債証券	2.125 HUNGARY 310922	6,725,000	11,993.13	806,538,625	12,204.30	820,739,768	2.125000	2031/9/22	1.52
ブルガリア	国債証券	5 BULGARIA 370305	5,108,000	14,110.89	720,784,626	14,453.31	738,275,301	5.000000	2037/3/5	1.37
アラブ首長国連邦	国債証券	3.9 DUBAI GOVT IN 500909	6,497,000	10,689.54	694,499,650	10,921.80	709,589,447	3.900000	2050/9/9	1.31
ペルー	国債証券	3.6 PERU 720115	7,233,000	9,231.63	667,724,103	9,502.17	687,292,254	3.600000	2072/1/15	1.27
ガーナ	国債証券	FRN REP GHANA 350703	6,121,256	11,051.94	676,517,967	11,216.26	686,576,588	5.000000	2035/7/3	1.27
ペルー	国債証券	3 PERU 340115	5,408,000	12,141.97	656,638,211	12,433.08	672,381,340	3.000000	2034/1/15	1.25
コロンビア	国債証券	3.25 COLOMBIA 320422	5,686,000	11,575.18	658,165,294	11,781.48	669,895,233	3.250000	2032/4/22	1.24
ウルグアイ	国債証券	5.25 URUGUAY 600910	4,578,000	13,719.25	628,067,456	13,894.53	636,092,024	5.250000	2060/9/10	1.18
オマーン	国債証券	6.75 OMAN GOV INT 480117	4,001,000	15,240.46	609,771,037	15,566.05	622,797,977	6.750000	2048/1/17	1.15
チリ	国債証券	3.1 CHILE 410507	5,347,000	10,817.45	578,409,339	11,097.82	593,400,774	3.100000	2041/5/7	1.10
オマーン	国債証券	4.75 OMAN 260615	3,832,000	14,892.63	570,685,828	14,903.98	571,120,856	4.750000	2026/6/15	1.06
ウルグアイ	国債証券	5.75 URUGUAY 341028	3,470,000	15,397.32	534,287,163	15,543.22	539,350,064	5.750000	2034/10/28	1.00
ドミニカ共和国	国債証券	5.5 DOMINICAN 290222	3,545,000	14,678.88	520,366,482	14,783.65	524,080,543	5.500000	2029/2/22	0.97
エジプト	国債証券	7.3 ARAB REPUBLIC 330930	4,050,000	12,944.20	524,240,504	12,844.15	520,188,299	7.300000	2033/9/30	0.96
ヨルダン	国債証券	7.5 JORDAN 290113	3,402,000	15,000.00	510,300,076	15,109.54	514,026,744	7.500000	2029/1/13	0.95
ハンガリー	国債証券	6.25 HUNGARY 320922	3,235,000	15,334.47	496,070,217	15,560.79	503,391,662	6.250000	2032/9/22	0.93
ガボン共和国	国債証券	9.5 GABONESE REP 290218	3,568,000	13,651.25	487,076,637	13,952.49	497,825,031	9.500000	2029/2/18	0.92
オマーン	国債証券	7 OMAN GOV INTERN 510125	3,096,000	15,671.35	485,185,134	16,016.93	495,884,309	7.000000	2051/1/25	0.92
アゼルバイジャン	国債証券	3.5 AZERBAIJAN 320901	3,715,000	12,959.40	481,441,763	13,120.97	487,444,044	3.500000	2032/9/1	0.90
トルコ	国債証券	7.125 TURKEY 320717	3,220,000	14,972.29	482,107,885	14,944.23	481,204,493	7.125000	2032/7/17	0.89
エクアドル	国債証券	FRN ECUADOR 400731	6,376,396	8,892.84	567,042,835	7,410.16	472,501,253	5.000000	2040/7/31	0.88
ドミニカ共和国	国債証券	4.5 DOMINICAN 300130	3,294,000	13,857.94	456,480,718	13,975.43	460,350,870	4.500000	2030/1/30	0.85
パナマ	国債証券	4.3 PANAMA 530429	4,720,000	9,276.03	437,828,741	9,590.11	452,653,466	4.300000	2053/4/29	0.84
ルーマニア	国債証券	6.625 ROMANIA 280217	2,940,000	15,228.79	447,726,470	15,385.08	452,321,565	6.625000	2028/2/17	0.84
ケイマン諸島	社債券	3.958 LAMAR FUNDI 250507	3,015,000	14,919.85	449,833,482	14,936.56	450,337,309	3.958000	2025/5/7	0.83
ヨルダン	国債証券	6.125 JORDAN 260129	2,965,000	14,885.56	441,356,988	14,936.99	442,881,787	6.125000	2026/1/29	0.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 2月28日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	83.00
特殊債券	2.91
社債券	5.92
合計	91.83

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2025年 2月28日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2503	売建	53	ユーロ	6,240,750	971,060,700	6,240,750	971,060,700	△1.80
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2503	売建	39	ユーロ	5,191,680	807,825,408	5,182,710	806,429,676	△1.49
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2503	売建	16	ユーロ	2,072,273.2	322,445,710	2,066,560	321,556,736	△0.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

≪参考情報≫

運用実績

2025年2月28日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2015年2月27日～2025年2月28日

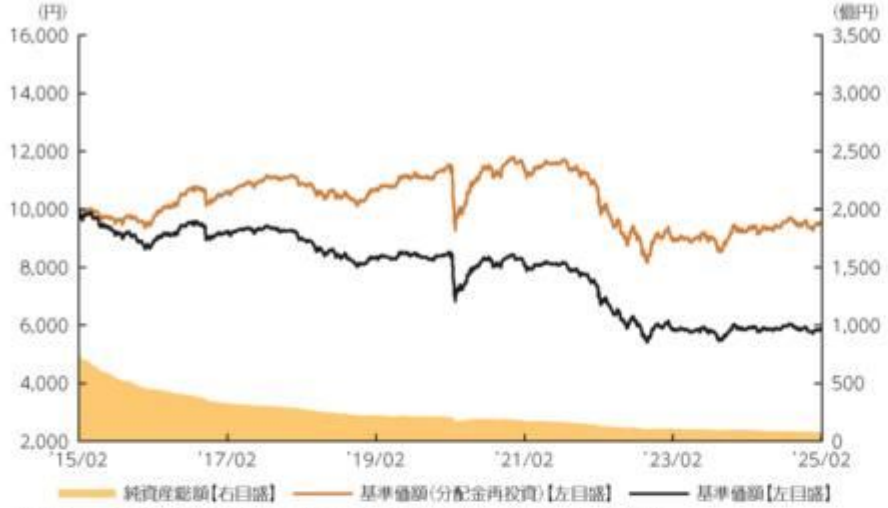

・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	5,883円
純資産総額	78.0億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2025年 2 月	15円
2025年 1 月	15円
2024年12月	15円
2024年11月	15円
2024年10月	15円
2024年 9 月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	10,465円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	81.2%
特殊債	2.8%
社債	5.8%
コールローン他(負債控除後)	10.2%
合計	100.0%

	組入通貨	比率
1	円	98.3%
	その他	1.7%

	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1	FRN ARGENTINA 350709	国債	アルゼンチン	1.9%
2	6.55 COSTA RICA 340403	国債	コスタリカ	1.7%
3	4.75 BRAZIL 500114	国債	ブラジル	1.6%
4	5.5 POLAND 540318	国債	ポーランド	1.6%
5	2.125 HUNGARY 310922	国債	ハンガリー	1.5%
6	5 BULGARIA 370305	国債	ブルガリア	1.3%
7	3.9 DUBAI GOVT IN 500909	国債	アラブ首長国連邦	1.3%
8	3.6 PERU 720115	国債	ペルー	1.2%
9	FRN REP GHANA 350703	国債	ガーナ	1.2%
10	3 PERU 340115	国債	ペルー	1.2%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (売建)	−3.8%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
・社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
・「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間収益率の推移

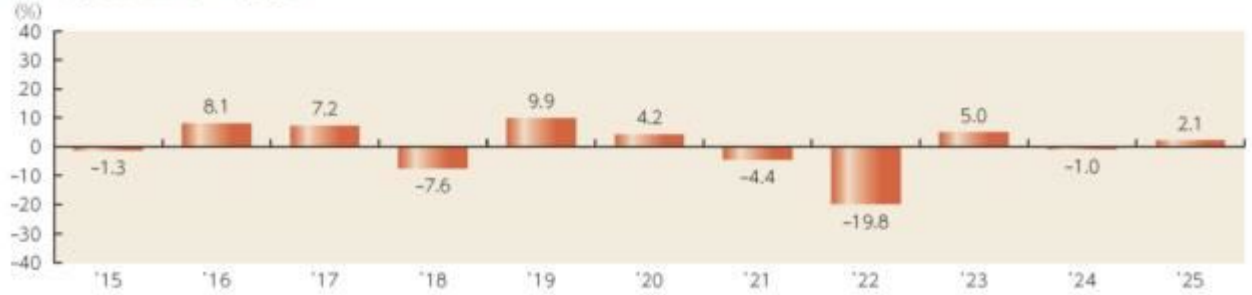

・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
・2025年は年初から2月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。
ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

ただし、2024年11月５日以降は、以下の通りとなります。

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

⑩その他

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（１年決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）」または「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

＜訂正後＞

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

⑩その他

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（１年決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）」または「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

＜訂正前＞

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
　ニューヨーク証券取引所の休業日
　ニューヨークの銀行の休業日
　ロンドンの銀行の休業日
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

ただし、2024年11月５日以降は、以下の通りとなります。
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。
ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

＜訂正後＞

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると

きは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。
ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他
販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　毎月決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2024年 8月 6日から2025年 2月 5日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2024年 8月 5日現在 ］	当期 ［ 2025年 2月 5日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	258,182,191	116,468,125
親投資信託受益証券	7,948,845,361	7,544,424,163
派生商品評価勘定	217,758,240	108,222,000
未収入金	-	79,528,739
未収利息	1,508	1,477
流動資産合計	8,424,787,300	7,848,644,504
資産合計	8,424,787,300	7,848,644,504
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,347,810	20,090,728
未払解約金	17,366,547	5,671,596
未払受託者報酬	488,605	438,453
未払委託者報酬	11,032,971	9,900,515
その他未払費用	31,512	28,278
流動負債合計	50,267,445	36,129,570
負債合計	50,267,445	36,129,570
純資産の部		
元本等		
元本	14,231,873,905	13,393,818,885
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,857,354,050	△5,581,303,951
（分配準備積立金）	171,968,492	229,852,587
元本等合計	8,374,519,855	7,812,514,934
純資産合計	8,374,519,855	7,812,514,934
負債純資産合計	8,424,787,300	7,848,644,504

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年 2月 6日 至　2024年 8月 5日	当期 自　2024年 8月 6日 至　2025年 2月 5日
営業収益		
受取利息	87,591	358,674
有価証券売買等損益	321,223,336	802,357,734
為替差損益	△128,192,012	△684,330,107
営業収益合計	193,118,915	118,386,301
営業費用		
支払利息	1,571	-
受託者報酬	3,037,510	2,809,127
委託者報酬	68,588,792	63,432,032
その他費用	337,188	297,873
営業費用合計	71,965,061	66,539,032
営業利益又は営業損失（△）	121,153,854	51,847,269
経常利益又は経常損失（△）	121,153,854	51,847,269
当期純利益又は当期純損失（△）	121,153,854	51,847,269
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△6,546,328	△1,108,545
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,622,951,992	△5,857,354,050
剰余金増加額又は欠損金減少額	868,173,378	427,741,184
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	868,173,378	427,741,184
剰余金減少額又は欠損金増加額	94,998,041	80,668,030
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	94,998,041	80,668,030
分配金	135,277,577	123,978,869
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,857,354,050	△5,581,303,951

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024年 8月 5日現在]	当期 [2025年 2月 5日現在]
１．　期首元本額	16,102,418,681円	14,231,873,905円
期中追加設定元本額	230,488,172円	196,652,944円
期中一部解約元本額	2,101,032,948円	1,034,707,964円
２．　元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5,857,354,050円	5,581,303,951円
３．　受益権の総数	14,231,873,905口	13,393,818,885口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024年 2月 6日 至 2024年 8月 5日	当期 自 2024年 8月 6日 至 2025年 2月 5日
１.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の50以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２.分配金の計算過程	１.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の50以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２.分配金の計算過程

前期 自 2024年 2月 6日 至 2024年 8月 5日	当期 自 2024年 8月 6日 至 2025年 2月 5日

第179期
2024年 2月 6日
2024年 3月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,503,667円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	258,951,079円
分配準備積立金額	D	128,804,354円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	421,259,100円
当ファンドの期末残存口数	F	15,879,211,568口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	265円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,818,817円

第180期
2024年 3月 6日
2024年 4月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,060,521円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	255,061,000円
分配準備積立金額	D	136,320,141円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	428,441,662円
当ファンドの期末残存口数	F	15,617,855,131口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	274円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,426,782円

第181期
2024年 4月 6日
2024年 5月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,319,519円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	246,239,255円
分配準備積立金額	D	145,534,623円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	423,093,397円
当ファンドの期末残存口数	F	15,067,464,967口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	280円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,601,197円

第182期
2024年 5月 8日
2024年 6月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,913,924円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	243,427,437円
分配準備積立金額	D	152,497,185円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	427,838,546円
当ファンドの期末残存口数	F	14,884,174,888口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	287円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,326,262円

第183期
2024年 6月 6日
2024年 7月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,081,582円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	237,614,463円
分配準備積立金額	D	158,225,084円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	421,921,129円
当ファンドの期末残存口数	F	14,504,472,679口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	290円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,756,709円

第184期

第185期
2024年 8月 6日
2024年 9月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,328,244円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	232,389,641円
分配準備積立金額	D	170,159,859円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	436,877,744円
当ファンドの期末残存口数	F	14,080,739,459口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	310円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,121,109円

第186期
2024年 9月 6日
2024年10月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,894,080円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	231,372,716円
分配準備積立金額	D	182,276,802円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	451,543,598円
当ファンドの期末残存口数	F	14,002,246,053口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	322円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,003,369円

第187期
2024年10月 8日
2024年11月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,509,127円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	230,782,264円
分配準備積立金額	D	197,108,569円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	457,399,960円
当ファンドの期末残存口数	F	13,901,632,168口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	329円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,852,448円

第188期
2024年11月 6日
2024年12月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,675,266円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	227,958,967円
分配準備積立金額	D	203,101,068円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	462,735,301円
当ファンドの期末残存口数	F	13,714,206,319口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	337円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,571,309円

第189期
2024年12月 6日
2025年 1月 6日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,992,330円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	225,860,176円
分配準備積立金額	D	211,673,443円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	464,525,949円
当ファンドの期末残存口数	F	13,559,937,939口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	342円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,339,906円

第190期

前期 自 2024年 2月 6日 至 2024年 8月 5日	当期 自 2024年 8月 6日 至 2025年 2月 5日

2024年 7月 6日
2024年 8月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,462,820円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	234,501,648円
分配準備積立金額	D	158,853,482円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	427,817,950円
当ファンドの期末残存口数	F	14,231,873,905口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	300円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,347,810円

2025年 1月 7日
2025年 2月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,324,250円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	223,599,608円
分配準備積立金額	D	215,619,065円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	473,542,923円
当ファンドの期末残存口数	F	13,393,818,885口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	353円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,090,728円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年 2月 6日 至 2024年 8月 5日	当期 自 2024年 8月 6日 至 2025年 2月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2024年 8月 5日現在］	当期 ［2025年 2月 5日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左

区分	前期 ［2024年 8月 5日現在］	当期 ［2025年 2月 5日現在］
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2024年 8月 5日現在］	当期 ［2025年 2月 5日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△656,829,331	△53,034,510
合計	△656,829,331	△53,034,510

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期［2024年 8月 5日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	7,927,587,360	—	7,709,829,120	217,758,240
合計		7,927,587,360	—	7,709,829,120	217,758,240

当期［2025年 2月 5日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	7,499,628,750	—	7,391,406,750	108,222,000
合計		7,499,628,750	—	7,391,406,750	108,222,000

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2024年 8月 5日現在］	当期 ［2025年 2月 5日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5884円 (5,884円)	0.5833円 (5,833円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。
(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド	1,325,862,740	7,544,424,163	
合計		1,325,862,740	7,544,424,163	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

（参考）
当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2025年 2月 5日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	2,743,147,723
コール・ローン	392,688,230
国債証券	46,045,666,520
特殊債券	1,665,748,327
社債券	3,116,023,408
派生商品評価勘定	116,104,585
未収入金	247,451,281
未収利息	623,396,958
前払費用	74,065,220
差入委託証拠金	643,471,979
流動資産合計	55,667,764,231
資産合計	55,667,764,231
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	19,023,907
未払金	833,447,919
未払解約金	79,033,451
流動負債合計	931,505,277
負債合計	931,505,277
純資産の部	
元本等	
元本	9,619,380,199
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	45,116,878,755
元本等合計	54,736,258,954
純資産合計	54,736,258,954

	［2025年 2月 5日現在］
負債純資産合計	55,667,764,231

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 2月 5日現在]
１． 期首	2024年 8月 6日
期首元本額	10,020,502,032円
期中追加設定元本額	502,775,407円
期中一部解約元本額	903,897,240円
元本の内訳※	
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	3,687,694,996円
エマージング・ソブリン・オープン（１年決算型）	2,502,841,399円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	1,325,862,740円
グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）	734,849,944円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）	993,377,917円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	374,753,203円
合計	9,619,380,199円
２． 受益権の総数	9,619,380,199口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 8月 6日 至 2025年 2月 5日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2025年 2月 5日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。

区分	［2025年 2月 5日現在］
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［2025年 2月 5日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	423,605,623
特殊債券	△36,253,774
社債券	32,099,802
合計	419,451,651

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

［2025年 2月 5日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	2,355,974,353	—	2,306,489,997	49,484,356
合計		2,355,974,353	—	2,306,489,997	49,484,356

（注）時価の算定方法

１　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

［2025年 2月 5日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	3,421,488,918	—	3,452,922,633	31,433,715
	ユーロ	732,647,496	—	720,742,636	△11,904,860
	売建				
	アメリカドル	732,647,496	—	719,560,645	13,086,851
	ユーロ	3,421,488,918	—	3,406,508,302	14,980,616
合計		8,308,272,828	—	8,299,734,216	47,596,322

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2025年 2月 5日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.6902円 (56,902円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0 ECUADOR 300731	783,779.00	504,664.34	
		0 REP GHANA 260703	137,328.00	128,357.39	
		0 REP GHANA 300103	288,888.11	225,153.25	
		1 ARGENTINA 290709	135,000.00	105,284.61	
		2.125 HUNGARY 310922	6,725,000.00	5,388,779.48	
		2.125 SERBIA 301201	626,000.00	512,991.54	
		2.375 GOVT OF BER 300820	440,000.00	378,400.00	
		2.65 PHILIPPINE 451210	1,078,000.00	673,504.78	
		2.739 PARAGUAY 330129	298,000.00	244,285.50	
		2.78 PERU 601201	1,480,000.00	793,524.86	
		2.783 PERU 310123	2,376,000.00	2,048,018.57	
		2.95 PHILIPPINE 450505	2,268,000.00	1,506,760.65	
		3 PERU 340115	5,408,000.00	4,387,240.00	
		3.1 CHILE 410507	5,347,000.00	3,864,564.30	
		3.1 CHILE 610122	7,894,000.00	4,678,364.89	
		3.125 COLOMBIA 310415	3,336,000.00	2,670,463.15	
		3.125 HUNGARY 510921	1,481,000.00	882,329.81	
		3.25 COLOMBIA 320422	5,686,000.00	4,397,443.00	
		3.45 SAUDI INTERN 610202	1,755,000.00	1,083,950.30	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	3,715,000.00	3,216,688.47	
		3.5 MONGOLIA INTL 270707	585,000.00	547,468.63	
		3.55 PERU 510310	1,764,000.00	1,197,757.56	
		3.6 PERU 720115	7,233,000.00	4,461,308.90	

		3.771 MEXICO 610524	3,499,000.00	2,033,606.93	
		3.849 PARAGUAY 330628	1,403,000.00	1,227,274.25	
		3.86 CHILE 470621	615,000.00	461,580.60	
		3.875 ABU DHABI G 500416	2,790,000.00	2,123,142.57	
		3.875 PANAMA 280317	780,000.00	733,147.26	
		3.9 DUBAI GOVT IN 500909	6,497,000.00	4,640,206.12	
		4 SRI LANKA 280415	849,599.64	796,499.62	
		4.125 ABU DHABI G 471011	1,092,000.00	878,203.32	
		4.125 COLOMBIA 420222	4,555,000.00	2,895,363.01	
		4.125 COLOMBIA 510515	915,000.00	530,374.99	
		4.2 PHILIPPINE 470329	1,119,000.00	899,396.25	
		4.28 MEXICO 410814	625,000.00	466,003.88	
		4.3 INDONESIA 520331	834,000.00	675,404.49	
		4.3 PANAMA 530429	4,720,000.00	2,925,293.92	
		4.375 GUATEMALA 270605	200,000.00	192,700.00	
		4.5 DOMINICAN 300130	3,294,000.00	3,049,914.60	
		4.5 GUATEMALA 260503	705,000.00	693,720.00	
		4.5 PANAMA 500416	490,000.00	316,585.73	
		4.5 PANAMA 560401	2,549,000.00	1,593,845.02	
		4.65 GUATEMALA 411007	200,000.00	153,775.00	
		4.7 PARAGUAY 270327	2,283,000.00	2,264,736.00	
		4.75 BRAZIL 500114	8,549,000.00	6,015,522.57	
		4.75 GOVT OF BERM 290215	1,472,000.00	1,445,872.00	
		4.75 MEXICO 320427	1,631,000.00	1,496,466.75	
		4.75 OMAN 260615	3,832,000.00	3,812,960.70	
		4.875 DOMINICAN 320923	310,000.00	279,465.00	
		4.875 GUATEMALA 280213	1,809,000.00	1,748,850.75	
		4.875 POLAND 331004	548,000.00	529,703.10	
		4.875 TURKEY 430416	1,995,000.00	1,430,265.37	
		4.9 GUATEMALA 300601	1,902,000.00	1,805,949.00	
		4.95 JORDAN 250707	1,050,000.00	1,043,327.51	
		4.975 URUGUAY 550420	5,327,000.00	4,690,433.51	
		5 BULGARIA 370305	5,108,000.00	4,815,825.66	
		5 COLOMBIA 450615	2,015,000.00	1,367,097.59	
		5 GOVT OF BERMUDA 320715	923,000.00	895,586.90	
		5 SOUTH AFRICA 461012	1,465,000.00	1,013,648.15	
		5.125 MONGOLIA IN 260407	1,005,000.00	992,437.50	
		5.2 COLOMBIA 490515	718,000.00	487,498.69	
		5.25 HUNGARY 290616	1,745,000.00	1,727,836.18	
		5.25 ROMANIA 271125	884,000.00	870,336.89	
		5.25 SAUDI INTERN 500116	240,000.00	216,090.84	
		5.25 URUGUAY 600910	2,228,000.00	2,015,548.34	
			200,000.00	189,800.00	

		5.375 GUATEMALA 320424			
		5.375 PERU 350208	980,000.00	947,425.59	
		5.375 SAUDI INTER 310113	845,000.00	851,652.26	
		5.4 PARAGUAY 500330	1,699,000.00	1,450,521.25	
		5.5 DOMINICAN 290222	3,545,000.00	3,476,758.75	
		5.5 HUNGARY 340616	3,465,000.00	3,336,639.07	
		5.5 HUNGARY 360326	1,549,000.00	1,466,216.78	
		5.5 PHILIPPINE 350204	1,470,000.00	1,483,477.72	
		5.5 POLAND 530404	1,094,000.00	1,016,326.00	
		5.5 POLAND 540318	7,154,000.00	6,640,700.50	
		5.625 COSTA RICA 430430	400,000.00	360,000.00	
		5.625 OMAN GOV IN 280117	700,000.00	703,609.90	
		5.625 PERU 501118	882,000.00	826,347.59	
		5.625 SAUDI INTER 350113	1,020,000.00	1,029,479.62	
		5.65 INDONESIA 530111	1,664,000.00	1,642,660.39	
		5.65 SOUTH AFRICA 470927	1,095,000.00	817,569.70	
		5.75 JORDAN 270131	270,000.00	264,812.08	
		5.75 ROMANIA 350324	396,000.00	354,080.92	
		5.75 SOUTH AFRICA 490930	2,755,000.00	2,052,502.55	
		5.75 TURKEY 470511	566,000.00	437,598.65	
		5.75 URUGUAY 341028	3,470,000.00	3,569,767.91	
		5.8 ARAB REPUBLIC 270930	2,065,000.00	1,956,959.20	
		5.875 PERU 540808	1,495,000.00	1,431,663.50	
		5.875 ROMANIA 290130	962,000.00	944,710.45	
		5.875 TURKEY 310626	975,000.00	922,469.92	
		5.95 DOMINICAN 270125	2,615,000.00	2,620,230.00	
		5.95 TURKEY 310115	260,000.00	248,090.44	
		6 MEXICO 300513	1,075,000.00	1,084,817.28	
		6 PAKISTAN 260408	640,000.00	616,004.80	
		6 ROMANIA 340525	2,856,000.00	2,636,587.80	
		6.125 HUNGARY 280522	1,425,000.00	1,454,568.75	
		6.125 IVORY COAST 330615	1,471,000.00	1,317,023.06	
		6.125 JORDAN 260129	2,965,000.00	2,948,867.43	
		6.125 NIGERIA REP 280928	1,433,000.00	1,323,017.25	
		6.25 HUNGARY 320922	3,235,000.00	3,314,426.52	
		6.25 SERBIA 280526	1,105,000.00	1,126,966.29	
		6.35 MEXICO 350209	457,000.00	450,576.45	
		6.375 ROMANIA 340130	1,124,000.00	1,068,664.35	
		6.4 PANAMA 350214	515,000.00	481,590.28	
		6.5 OMAN GOV INTE 470308	270,000.00	267,736.05	
		6.5 TURKEY 350103	1,070,000.00	1,013,142.87	
		6.55 COSTA RICA 340403	5,756,000.00	5,900,619.50	
		6.625 GABONESE RE 310206	1,790,000.00	1,405,853.47	

		6.625 ROMANIA 280217	2,940,000.00	2,991,424.27	
		6.75 OMAN GOV INT 271028	625,000.00	647,220.31	
		6.75 OMAN GOV INT 480117	4,001,000.00	4,074,103.27	
		6.853 PANAMA 540328	475,000.00	418,632.14	
		6.875 DOMINICAN 260129	2,296,000.00	2,325,848.00	
		6.875 MEXICO 370513	875,000.00	883,324.09	
		6.875 PAKISTAN 271205	1,885,000.00	1,741,527.93	
		6.95 GABONESE REP 250616	1,357,000.00	1,329,285.98	
		7 COSTA RICA 440404	890,000.00	908,467.50	
		7 GABONESE REP 311124	865,000.00	679,192.37	
		7 OMAN GOV INTERN 510125	3,096,000.00	3,241,699.30	
		7.05 DOMINICAN 310203	675,000.00	695,995.87	
		7.05 GUATEMALA 321004	2,400,000.00	2,486,700.00	
		7.1 SOUTH AFRICA 361119	1,455,000.00	1,418,155.32	
		7.125 BRAZIL 540513	565,000.00	539,777.49	
		7.125 ROMANIA 330117	990,000.00	998,515.48	
		7.125 TURKEY 320717	3,220,000.00	3,221,139.07	
		7.143 NIGERIA REP 300223	1,102,000.00	1,016,714.56	
		7.158 COSTA RICA 450312	1,395,000.00	1,448,010.00	
		7.3 ARAB REPUBLIC 330930	4,050,000.00	3,502,642.50	
		7.3 COSTA RICA 541113	945,000.00	989,178.75	
		7.3 COSTA RICA 541113	1,890,000.00	1,978,357.50	
		7.375 MEXICO 550513	455,000.00	462,711.50	
		7.375 NIGERIA REP 330928	450,000.00	391,884.74	
		7.375 PAKISTAN 310408	3,262,000.00	2,788,837.08	
		7.5 ARAB REPUBLIC 610216	650,000.00	464,277.12	
		7.5 JORDAN 290113	3,402,000.00	3,409,501.41	
		7.5 ROMANIA 370210	972,000.00	968,432.76	
		7.625 ARAB REPUBL 320529	365,000.00	327,865.08	
		7.625 ROMANIA 530117	1,386,000.00	1,384,821.90	
		7.625 TURKEY 340515	865,000.00	888,911.62	
		7.75 COLOMBIA 361107	800,000.00	782,783.60	
		7.75 JORDAN 280115	1,580,000.00	1,602,819.15	
		7.903 ARAB REPUBL 480221	633,000.00	482,868.22	
		7.95 SOUTH AFRICA 541119	1,805,000.00	1,722,774.36	
		7.96 BENIN INTL G 380213	985,000.00	931,779.95	
		8 ANGOLA REP 291126	1,354,000.00	1,230,132.01	
		8 PANAMA 380301	315,000.00	323,351.94	
		8.25 ANGOLA REP 280509	610,000.00	579,893.45	
		8.25 IVORY COAST 370130	2,700,000.00	2,621,988.90	
		8.5 ARAB REPUBLIC 470131	3,318,000.00	2,667,107.94	
		8.625 ARAB REPUBL 300204	200,000.00	199,548.00	

	8.65 MONGOLIA INT 280119	1,942,000.00	2,052,208.50	
	8.875 PAKISTAN 510408	1,340,000.00	1,072,351.08	
	9.125 ANGOLA REP 491126	470,000.00	381,197.73	
	9.25 VENEZUELA 280507	4,210,000.00	786,546.13	
	9.375 ANGOLA REP 480508	1,430,000.00	1,189,007.09	
	9.375 TURKEY 290314	1,423,000.00	1,569,936.84	
	9.5 ANGOLA REP 251112	405,000.00	408,948.75	
	9.625 NIGERIA REP 310609	495,000.00	500,253.18	
	FRN ARGENTINA 300709	660,000.00	492,314.06	
	FRN ARGENTINA 350709	11,926,298.00	8,062,490.63	
	FRN ARGENTINA 410709	3,310,000.00	2,079,842.24	
	FRN ECUADOR 300731	1,255,000.00	979,901.99	
	FRN ECUADOR 350731	2,496,566.00	1,660,254.21	
	FRN ECUADOR 400731	6,131,396.00	3,659,978.03	
	FRN REP GHANA 290703	1,384,724.00	1,236,748.93	
	FRN REP GHANA 350703	2,846,256.00	2,083,815.16	
	FRN SRI LANKA 300115	709,899.00	623,859.20	
	FRN SRI LANKA 330315	2,487,457.00	1,986,980.60	
	FRN SRI LANKA 350615	940,229.00	659,382.56	
	FRN SRI LANKA 360515	1,170,540.00	953,990.08	
	FRN SRI LANKA 380215	1,772,631.00	1,460,293.37	
	FRN UKRAINE 290201	137,634.00	97,781.04	
	FRN UKRAINE 300201	444,587.00	254,380.06	
	FRN UKRAINE 340201	1,550,101.00	886,599.82	
	FRN UKRAINE 340201	1,661,361.00	729,692.59	
	FRN UKRAINE 350201	2,922,966.00	1,846,949.14	
	FRN UKRAINE 350201	1,735,944.00	982,255.70	
	FRN UKRAINE 360201	1,502,264.00	837,699.96	
	FRN UKRAINE 360201	2,703,972.00	1,705,395.14	
国債証券 小計		341,952,419.75	282,610,589.67 (43,541,813,550)	
特殊債券	5.125 AEROPUERTO 610811	1,175,000.00	819,650.62	
	5.125 CODELCO INC 330202	735,000.00	700,750.98	
	5.875 SAUDI ARABI 640717	2,315,000.00	2,153,931.56	
	5.95 CODELCO INC 340108	1,085,000.00	1,083,283.73	
	6.125 MAGYAR EX-I 271204	530,000.00	536,500.71	
	6.25 BANK GOSPODA 540709	1,030,000.00	1,014,899.68	
	6.3 CODELCO INC 530908	200,000.00	195,241.96	
	6.35 ESKOM HLDG 280810	915,000.00	907,023.48	
	7 TELECOMMUNICATI 291028	1,000,000.00	993,335.00	
	7.125 ESKOM HLDG 250211	520,000.00	520,278.20	
特殊債券 小計		9,505,000.00	8,924,895.92 (1,375,058,714)	

	社債券	3.958 LAMAR FUNDI 250507	3,015,000.00	3,005,501.99	
		4.5 OFFICE CHE 251022	1,433,000.00	1,422,979.74	
		4.625 ECOPETROL 311102	865,000.00	723,295.52	
		5.125 OFFICE CHE 510623	725,000.00	548,509.62	
		5.25 EMPRESA NAC 291106	355,000.00	353,237.81	
		5.315 FREEPORT IN 320414	705,000.00	694,127.13	
		5.625 PERTAMINA P 430520	645,000.00	608,539.03	
		5.75 KAZMUNAYGAS 470419	205,000.00	176,253.77	
		5.95 PETRO MEX 310128	362,000.00	302,428.60	
		6 PERTAMINA PERSE 420503	200,000.00	195,750.00	
		6 PETROLEOS 261115	11,962,000.00	1,513,193.00	
		6.2 FREEPORT INDO 520414	955,000.00	940,503.10	
		6.375 KAZMUNAYGAS 481024	335,000.00	309,733.37	
		6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,273,436.42	
		6.7 PETRO MEX 320216	1,433,000.00	1,239,170.90	
		6.75 OFFICE CHE 340502	570,000.00	580,032.00	
		6.75 PETRO MEX 470921	1,159,000.00	794,036.23	
		6.875 OFFICE CHE 440425	610,000.00	589,248.71	
		6.95 STATE OIL AZ 300318	815,000.00	844,265.02	
		7.5 OFFICE CHE 540502	805,000.00	813,397.35	
		7.69 PETRO MEX 500123	1,242,000.00	933,636.98	
		7.75 ECOPETROL 320201	905,000.00	885,937.35	
		8.25 YPF SOCIEDAD 340117	1,313,000.00	1,333,351.50	
		8.875 ECOPETROL 330113	140,000.00	144,160.04	
	社債券 小計		32,509,000.00	20,224,725.18 (3,116,023,408)	
アメリカドル合計			383,966,419.75	311,760,210.77 (48,032,895,672)	
ユーロ	国債証券	0.375 BULGARIA 300923	1,747,000.00	1,511,133.16	
		2.05 SERBIA 360923	860,000.00	657,661.71	
		2.75 ROMANIA 410414	634,000.00	403,074.68	
		2.875 ROMANIA 420413	368,000.00	233,682.57	
		3.375 ROMANIA 500128	160,000.00	101,614.00	
		3.875 POLAND 391022	1,205,000.00	1,208,485.46	
		4.125 BULGARIA 290923	814,000.00	855,897.88	
		4.5 BULGARIA 330127	236,000.00	257,087.07	
		4.5 HUNGARY 340616	805,000.00	809,250.88	
		4.625 BULGARIA 340923	440,000.00	487,047.00	
		4.75 SENEGAL 280313	1,225,000.00	1,140,256.33	
		4.875 BENIN INTL 320119	425,000.00	390,416.68	
		4.875 BULGARIA 360513	1,338,000.00	1,478,610.42	
		4.875 IVORY COAST 320130	325,000.00	289,148.43	

		5.25 IVORY COAST 300322	230,000.00	219,793.75	
		5.25 ROMANIA 300310	975,000.00	973,284.00	
		5.5 ROMANIA 280918	202,000.00	209,455.61	
		5.625 ARAB REPUBL 300416	1,685,000.00	1,501,410.82	
		5.625 ROMANIA 360222	104,000.00	98,615.08	
		5.875 IVORY COAST 311017	645,000.00	612,949.95	
		6.25 ROMANIA 340910	955,000.00	947,608.30	
		6.375 ARAB REPUBL 310411	240,000.00	215,605.50	
		6.625 IVORY COAST 480322	530,000.00	429,890.95	
		6.875 IVORY COAST 401017	720,000.00	627,866.98	
	国債証券 小計		16,868,000.00	15,659,847.21 (2,503,852,970)	
	特殊債券	2.45 BULGARIAN EN 280722	1,930,000.00	1,818,060.00	
	特殊債券 小計		1,930,000.00	1,818,060.00 (290,689,613)	
ユーロ合計			18,798,000.00	17,477,907.21 (2,794,542,583)	
合計				50,827,438,255 (50,827,438,255)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
(注2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	179銘柄	90.65%	85.67%
	特殊債券	10銘柄	2.86%	2.71%
	社債券	24銘柄	6.49%	6.13%
ユーロ	国債証券	24銘柄	89.60%	4.93%
	特殊債券	1銘柄	10.40%	0.57%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

2025年 2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	7,835,248,278
Ⅱ　負債総額	30,043,406
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,805,204,872

Ⅳ　発行済口数	13,266,736,232口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5883
（10,000口当たり）	（5,883）

（参考）

エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド

純資産額計算書

2025年 2月28日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	54,765,747,736
Ⅱ　負債総額	769,743,534
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	53,996,004,202
Ⅳ　発行済口数	9,637,896,547口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	5.6025
（10,000口当たり）	（56,025）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜更新後＞

（１）資本金の額等

2025年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。
2025年 2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	796	39,938,972
追加型公社債投資信託	16	1,520,867
単位型株式投資信託	85	360,101
単位型公社債投資信託	44	103,662
合　計	941	41,923,602

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

＜更新後＞

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当中間会計期間より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度に係る中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

		第38期 (2023年3月31日現在)		第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553

未払手数料	※2	6,139,595	※2	7,523,485
その他未払金	※2	955,697	※2	885,002
未払費用	※2	5,778,896	※2	8,611,140
未払消費税等		439,657		623,219
未払法人税等		2,375,281		2,235,007
賞与引当金		849,840		1,182,242
役員賞与引当金		154,872		175,992
その他		5,517		12,303
流動負債合計		17,328,431		22,204,949
固定負債				
退職給付引当金		1,333,882		1,608,101
役員退職慰労引当金		75,667		30,105
時効後支払損引当金		254,296		250,350
資産除去債務		-		1,428,586
その他		-		29,109
固定負債合計		1,663,846		3,346,253
負債合計		18,992,277		25,551,202
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		33,267,700		40,236,787
利益剰余金合計		40,608,289		47,577,377
株主資本合計		87,341,133		94,310,221

(単位：千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

営業収益				
委託者報酬		84,121,445		98,635,342
投資顧問料		2,750,601		3,117,320
その他営業収益		10,412		148,442
営業収益合計		86,882,459		101,901,104
営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

（単位：千円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）		第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	※4	10,279	※4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	※4	65,808	※4	162,111
その他		36,894		44,734

営業外収益合計		863,788		496,550
営業外費用				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822
賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	※1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		-	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		-
企業結合関連費用		-	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金	

	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					

企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	6,969,087	6,969,087	6,969,087
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理し

ております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	1,006,606千円	498,805千円
器具備品	1,985,072千円	1,643,689千円
投資不動産	163,978千円	211,090千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
預金	40,165,058千円	39,776,992千円
未収収益	15,046千円	12,312千円
未払手数料	790,279千円	886,173千円

その他未払金	77,007千円	105,407千円
未払費用	277,358千円	599,493千円

（損益計算書関係）

※1.固定資産売却益の内訳

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
器具備品	-	16,229千円
計	-	16,229千円

※2.固定資産売却損の内訳

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
器具備品	-	65,427千円
計	-	65,427千円

※3.固定資産除却損の内訳

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
建物	1,047千円	15,825千円
器具備品	29,762千円	3,986千円
ソフトウェア	1,981千円	434千円
計	32,791千円	20,246千円

※4.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
支払手数料	4,893,312千円	5,006,309千円
受取利息	10,236千円	12,747千円
受取賃貸料	68,168千円	152,876千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200千円	132,303千円

※5.減損損失

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度については、該当事項はありません。

※6.企業結合関連費用

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

前事業年度については、該当事項はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 6,075,125千円
② １株当たり配当額 28,713円
③ 基準日 2022年3月31日
④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 5,171,039千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 24,440円
④ 基準日 2023年3月31日
⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 5,171,039千円
② １株当たり配当額 24,440円
③ 基準日 2023年3月31日
④ 効力発生日 2023年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 45,747,620千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 216,218円

④　基準日　2024年3月31日
⑤　効力発生日　2024年6月27日

（リース取引関係）
〈借主側〉
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第38期（2023年3月31日現在）	第39期（2024年3月31日現在）
1年内	962,809千円	681,212千円
1年超	1,532,728千円	851,515千円
合計	2,495,537千円	1,532,728千円

（金融商品関係）
1.金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　有価証券	1,579,691	1,579,691	－
(2)　金銭の信託	10,400,000	10,400,000	－
(3)　投資有価証券	12,022,365	12,022,365	－
資産計	24,002,056	24,002,056	－

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
（注2）市場価格のない株式等
関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。
（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	－	－	－
金銭の信託	10,400,000	－	－	－
未収委託者報酬	16,753,855	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	－
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	－

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	15,283	15,283	－
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	－
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	－
資産計	24,303,855	24,303,855	－

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在) （単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	－	－	－
金銭の信託	10,500,500	－	－	－
未収委託者報酬	21,064,747	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	－	1,579,691	－	1,579,691
金銭の信託	－	10,400,000	－	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	－	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	－	24,002,056

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されてい

るため、レベル1の時価に分類しております。
　ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。
金銭の信託
　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	－	15,283	－	15,283
金銭の信託	－	10,500,500	－	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	－	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	－	24,303,855

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券
　ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。
　ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。
金銭の信託
　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）
1.子会社株式及び関連会社株式
第38期（2023年3月31日現在）及び第39期（2024年3月31日現在）
　関連会社株式（貸借対照表計上額は159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.その他有価証券
第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円）を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	17,240	―	14,120
債券	―	―	―
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31,651千円（その他有価証券のその他31,651千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	―	―
企業結合による影響額	―	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
年金資産の期首残高	2,583,927　千円	2,425,752　千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	―	―
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,468,195　千円	2,250,427　千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
勤務費用	196,190　千円	182,947　千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る退職給付費用	236,091	251,429

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)

債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	―
資産除去債務	―	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産　小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債　合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期（2023年3月31日現在）及び第39期（2024年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

当社は、2023年7月31日開催の取締役会において、三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社(旧商号：ＭＵ投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を2023年10月1日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社は、2023年10月1日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023年10月1日付で当社は「三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1.取引の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社

事業の内容　　投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2)企業結合日

2023年10月1日

(3)企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4)結合後企業の名称

分割会社：三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

(5)企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2.会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年１月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年１月16日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
期首残高	－	－
有形固定資産の取得に伴う増加	－	1,420,750千円
時の経過による調整額	－	7,835千円
期末残高	－	1,428,586千円

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期（自2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払（注1）	3,947,200千円	その他未払金	77,007千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2） 投資助言料（注3）	4,893,312千円 463,416千円	未払手数料 未払費用	790,279千円 253,093千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注4）	132,303千円	その他未払金	105,407千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2） 投資助言料（注3）	5,006,309千円 463,831千円	未払手数料 未払費用	886,173千円 260,800千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
４．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,052,979千円	未払手数料	868,785千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	6,661,991千円	未払手数料	1,218,051千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,354,007千円	未払手数料	1,028,586千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,493,449千円	未払手数料	1,449,414千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)１．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

２．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
１株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
１株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額　（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	

現金及び預金		28,443
有価証券		7
前払費用		812
未収入金		145
未収委託者報酬		23,384
未収収益		1,003
金銭の信託		1,999
その他		324
流動資産合計		56,120
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	2,853
器具備品	※1	1,306
土地		628
建設仮勘定		193
有形固定資産合計		4,981
無形固定資産		
ソフトウェア		3,983
ソフトウェア仮勘定		1,356
無形固定資産合計		5,340
投資その他の資産		
投資有価証券		12,099
関係会社株式		159
投資不動産	※1	1,750
長期差入保証金		690
前払年金費用		14
繰延税金資産		1,692
その他		45
貸倒引当金		△23
投資その他の資産合計		16,428
固定資産合計		26,750
資産合計		82,871

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	943
未払金	
未払収益分配金	114
未払償還金	151
未払手数料	8,340
その他未払金	679
未払費用	8,675
未払消費税等	845
未払法人税等	2,907
賞与引当金	1,176
役員賞与引当金	115
その他	9
流動負債合計	23,958
固定負債	
退職給付引当金	1,644

役員退職慰労引当金	25
時効後支払損引当金	249
資産除去債務	1,436
その他	29
固定負債合計	3,384
負債合計	27,343
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
資本準備金	3,572
その他資本剰余金	41,160
資本剰余金合計	44,732
利益剰余金	
利益準備金	342
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,910
利益剰余金合計	7,253
株主資本合計	53,986

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,542
評価・換算差額等合計	1,542
純資産合計	55,528
負債純資産合計	82,871

(2)中間損益計算書

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
営業収益	
委託者報酬	56,145
投資顧問料	1,713
その他営業収益	2
営業収益合計	57,862
営業費用	
支払手数料	19,522
広告宣伝費	203
公告費	0
調査費	
調査費	2,206
委託調査費	15,946
事務委託費	1,042
営業雑経費	
通信費	80
印刷費	215
協会費	41
諸会費	11
事務機器関連費	1,405
営業費用合計	40,676

一般管理費		
給料		
役員報酬		232
給料・手当		3,459
賞与引当金繰入		1,089
役員賞与引当金繰入		115
福利厚生費		725
交際費		4
旅費交通費		60
租税公課		281
不動産賃借料		325
退職給付費用		189
固定資産減価償却費	※1	1,218
諸経費		524
一般管理費合計		8,224
営業利益		8,960

（単位：百万円）

		第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
営業外収益		
受取配当金		49
受取利息		4
投資有価証券償還益		22
収益分配金等時効完成分		3
受取賃貸料		112
その他		3
営業外収益合計		195
営業外費用		
投資有価証券償却損		6
時効後支払損引当金繰入		19
事務過誤費		7
賃貸関連費用	※1	94
その他		10
営業外費用合計		137
経常利益		9,017
特別利益		
投資有価証券売却益		497
特別利益合計		497
特別損失		
投資有価証券売却損		58
固定資産除却損		18
固定資産売却損		3
減損損失	※2	1,306
事業譲渡関連損失		285
特別損失合計		1,672
税引前中間純利益		7,842
法人税、住民税及び事業税		2,847
法人税等調整額		△428
法人税等合計		2,418
中間純利益		5,423

(3)中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	―	―	―	―
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当中間期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
中間純利益			5,423	5,423	5,423
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	―	―
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	―	△6,998	△33,326	△40,324	△40,324
当中間期末残高	342	―	6,910	7,253	53,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当中間期変動額			
剰余金の配当			△45,747
中間純利益			5,423
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△395	△395	△395
当中間期変動額合計	△395	△395	△40,719
当中間期末残高	1,542	1,542	55,528

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1 減価償却累計額

	第40期中間会計期間 （2024年9月30日現在）
建物	590百万円
器具備品	1,894百万円
投資不動産	249百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
有形固定資産	331百万円
無形固定資産	886百万円
投資不動産	38百万円

※2 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて将来の利用終了が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2．配当に関する事項

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	216,218円
④	基準日	2024年3月31日
⑤	効力発生日	2024年6月27日

（リース取引関係）

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	681百万円
1年超	510百万円
合　　計	1,192百万円

（金融商品関係）

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

1．金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)　有価証券	7	7	―
(2)　金銭の信託	1,999	1,999	―
(3)　投資有価証券	12,099	12,099	―
資産計	14,106	14,106	―

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが

それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	―	7	―	7
金銭の信託	―	1,999	―	1,999
投資有価証券	2,686	9,412	―	12,099
資産計	2,686	11,419	―	14,106

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日現在）

1．子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額　159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	10,113	7,534	2,578
	小　計	10,113	7,534	2,578
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	3,993	4,349	△355
	小　計	3,993	4,349	△355
合　計		14,106	11,883	2,222

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額1,999百万円、取得価額2,000百万円）を含めております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
期首残高	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	―
時の経過による調整額	7百万円
中間期末残高	1,436百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 （2024年9月30日現在）
1株当たり純資産額	262,445.12円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（百万円）	55,528
普通株式に係る中間期末の純資産額（百万円）	55,528
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	25,633.62円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（百万円）	5,423
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（百万円）	5,423
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜更新後＞

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（2024年９月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （2024年９月末現在）	③事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928　百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
ＰａｙＰａｙ銀行株式会社	72,216　百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	38,500　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森みちのく銀行	19,562　百万円 （2025年１月１日現在）	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	6,730　百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三十三銀行	37,461　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725　百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279　百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,735　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	19,638　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	14,310　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	14,173　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	14,105　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	8,752　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537　百万円	銀行業務を営んでいます。
岐阜信用金庫	20,215　百万円※	金融業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,070　百万円※	金融業務を営んでいます。
京都信用金庫	11,500　百万円※	金融業務を営んでいます。
おかやま信用金庫	1,769　百万円※	金融業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000　百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ　ｅスマート証券株式会社	7,196　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	100　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＰＷＭ日本証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
Ｊトラストグローバル証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

楽天証券株式会社	19,495　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和證券株式会社	511　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※岐阜信用金庫、岡崎信用金庫、京都信用金庫およびおかやま信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

（３）再委託先

①名称：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

②資本金の額：343,668千米ドル（2023年12月末現在）

（注）ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの資本金の額は「パートナーによる出資金」を記載しています。
③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

3【資本関係】

＜訂正前＞

該当ありません。（2024年8月末現在）
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

＜訂正後＞

該当ありません。（2025年2月末現在）
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年4月9日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの2024年8月6日から2025年2月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの2025年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	山　田　信　之
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	鶴　見　将　史
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。